

○気仙沼市移住支援金支給要綱

令和6年2月26日

(目的)

第1条 移住を希望する者の移住経費の負担を軽減するため、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から気仙沼市へ移住する者が，移住支援金の支給要件を満たした場合に，予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし，その支給等については，宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び気仙沼市補助金等交付規則（平成18年気仙沼市規則第37号）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

(支援金額)

第2条 支援金の額は，次の各号に定める額とする。

- (1) 単身での移住の場合 600,000円
- (2) 世帯での移住の場合 1,000,000円
- (3) 前号の世帯のうち18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は，第1号に規定する額に加え，当該世帯員1名につき最大100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 支援金の対象者は，次の第1号から第9号までのいずれの要件にも該当する者とし，前条第2号の申請をする場合にあっては第10号の要件についても満たす者とする。

- (1) 県実施要領第5の1(1)①(ア)に該当すること。
- (2) 県実施要領第5の1(1)②(ア)及び⑤による申請の場合は，平成31年4月1日以降に気仙沼市に転入し，支援金の申請時において，気仙沼市内に住所を有すること。  
また，②(イ)，③及び④による申請の場合は，令和3年4月1日以降に転入し，支援金の申請時において，気仙沼市内に住所を有すること。
- (3) 支援金の申請時において，転入後1年以内であること。
- (4) 気仙沼市に支援金の申請日から5年以上，継続して居住する意思を有していること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 日本人である，又は外国人であって，永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者，特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (7) 県実施要領第5の1(1)の②，③，④及び⑤のいずれかに該当すること。

なお，県実施要領第5の1(1)④は本市に転入前の時点で次のア～オのいずれかに該当する者。ただし，転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更でない者に限る。

ア 気仙沼市が実施するお試し移住又はふるさとワーキングホリデー事業に参加経験を有する者。

イ 気仙沼市が参加する事業（移住・定住関連）の相談ブースで移住相談をした者又は気

仙沼市移住・定住支援センターの窓口（オンラインを含む）で移住相談をした者（名前や住所などの履歴がある場合に限る）。

ウ 令和4年1月1日以降に気仙沼市にふるさと納税をした者。

エ 過去に気仙沼市内に居住したことがある者（気仙沼市出身の者又はそれ以外の者で気仙沼市に住民票を移したことがある者で、戸籍の附票等で確認できる場合に限る）。

オ 気仙沼ファンクラブの会員になっている者。

(8) その他気仙沼市及び宮城県が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(9) 世帯の申請をする場合にあっては、県実施要領第5の1(1)①(エ)に該当すること。

(10) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合にあっては、県実施要領第5の1(1)①(オ)に該当すること。

(支給の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、転入後1年以内に、次の各号に定める書類を、市長に提出しなければならない。

(1) 申請書類

ア 移住支援金交付申請書（様式第1号）

イ 顔写真付き身分証明書の写し

ウ 移住元の住民票の除票の写し

エ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

オ 就職に関する要件にあてはまる場合 就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第2号）

カ 就職に関する要件のうち専門人材の場合 就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第2号）

キ テレワークに関する要件にあてはまる場合 就業証明書（移住支援金の申請用）※テレワーク用（様式第3号）

ク 起業の場合 起業支援金の交付決定通知書

ケ 関係人口に関する要件にあてはまる場合

(ア) 前条第7号のアに該当する場合 お試し移住またはふるさとワーキングホリデー事業の利用申請書、利用決定または交付決定通知書

(イ) 前条第7号のエに該当する場合 戸籍の附票等

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた方の提出書類

ア 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主の提出書類

ア 開業届出済証明書等

イ 個人事業等の納税証明書

(4) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に

算入する場合の提出書類

ア 在学期間の確認ができる卒業証書、成績証明書等

(5) 世帯向けの金額を申請する場合の提出書類

ア 移住元の住民票の除票の写し（申請者を除く世帯全員分）

(支給の決定)

第5条 市長は、第4条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を支給することが適当と認められるときは、移住支援金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(支給の方法)

第6条 支援金の交付は、第5条の規定により支援金の交付決定を受けた者からの移住支援金交付請求書（様式第5号）の提出による請求に基づき行うものとする。

(支給の決定の取り消し等)

第7条 市長は、第5条の規定により支援金の支給の決定の通知を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたと認められるときは、支給決定を取り消すとともに、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 支援金の支給を受けた者が、次の第1号から第4号までのいずれかに該当するときは支援金の全額を、第5号に該当するときは支援金の半額を、市長が別に指示する方法により返還しなければならない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 支援金の申請日から3年未満に宮城県外に転出した場合

(3) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たさず職を辞した場合

※テレワーク、関係人口は対象外

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外に転出した場合

(支援金の返還免除)

第9条 市長は、第8条の規定により支援金を返還しなければならない受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部の返還を免除することができる。

(1) 就業先の企業等が倒産したとき

(2) 精神又は身体に著しい障害が発生したとき

(3) 災害その他やむを得ない事由が生じたことを市長が認めるとき

2 前項の規定により、支援金の返還免除を希望する者は、移住支援金返還免除申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を移住支援金返還免除可否決定通知書（様式第7号）により申

請者に通知するものとする。

(住所変更の届出)

第10条 支援金の支給を受けた者が、支援金の申請日から5年以内に他の市町村へ転出するときは、移住支援事業に係る住所変更届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、支給者に対し、必要な事項の報告を求め及び関係する場所への立入調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日気復企第943号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月1日気復企第1055号)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日気復企第2229号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日気復企第111号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月23日気復企第875号)

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

附 則(令和6年2月26日気復企第1919号)

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。